

2022年10月31日

各位

株式会社いい生活

管理業法施行から1年経った今、管理会社が順守すべき内容を 徹底解説

～いい生活が日管協を招聘してセミナーを開催～

不動産市場のDXを推進するパーティカル SaaS を開発、提供する株式会社いい生活（東京都港区、代表取締役 CEO：前野 善一、東証スタンダード：3796、以下：いい生活）は、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（東京都千代田区、会長：塩見 紀昭、以下：日管協）を招聘し、賃貸管理会社に向けた管理業法解説セミナーを開催することをお知らせします。

リアル&オンラインセミナー開催!

 いい生活

特別企画 日管協登壇

管理業法の本格施行から1年
管理会社が守らねば
ならない業務内容とは

公益財団法人
日本賃貸住宅管理協会



日管協 国土交通省担当
飯島氏登壇!

◆開催日時：**11月22日(火) 16:00開催** ◆参加費：**無料**
◆リアル会場（東京本社・抽選）とオンラインのハイブリッド開催です!

昨年6月15日に賃貸住宅管理業法（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律）が施行され、約1年が経ちました。今回のセミナーでは、日管協のご担当者を特別招聘し、管理会社の皆さまが守らなければならない業務内容について徹底解説頂きます。

■ 日管協コメント

管理業法が本格施行されて1年が経ちました。この法律は、登録だけでなく、業務を順守することが最も重要です。これからは、国土交通省のパトロール（一斉の立入検査）が実施されると聞いています。日管協では、日頃から国土交通省と情報交換を行っているほか、賃貸管理業の現場の実態を集約しております。今回は、その担当者がこれからの業法対応についての最新情報をお伝えします。

※賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律 詳細（国土交通省公式ホームページより）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/pm_portal/index.html

■ セミナー概要

- 開催日時：2022年11月22日(火) 16:00 開始予定
- 参加費用：無料
- 開催形式：リアル会場+オンラインのハイブリッド形式
- 参加申込：いい生活サービスサイトにて受付

<https://www.es-service.net/cat-topics/20221027.html>



いい生活について <https://www.e-seikatsu.info/>

いい生活は「テクノロジーと心で、たくさんのいい生活を」をミッションに掲げ、不動産業務クラウドサービス、不動産プラットフォームサービス提供する「不動産テック」企業です。不動産市場の未来を切り拓くクラウド・SaaSで巨大な不動産市場のDXを力強く推進しています。

- 商 号： 株式会社いい生活
- 所 在 地： 東京都港区南麻布五丁目2番32号
- 設 立： 2000年1月21日
- 資 本 金： 628,411,540円（2022年3月末現在）
- 事 業 内 容： 不動産市場向けSaaSの開発・提供

本件に関するお問い合わせ先 株式会社いい生活 マーケティング部

TEL：03-5423-7836

E-Mail：pr.info@e-seikatsu.co.jp